

議案第8号

富津老人憩の家の指定管理者の指定について

富津老人憩の家の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称 富津老人憩の家

所 在 地 富津市富津679番地85

2 指定管理者となる団体

所 在 地 富津市岩瀬1057番地

名 称 一般社団法人富津市シルバー人材センター

代表者名 代表理事 藤平 則夫

3 指定期間

令和6年8月1日から令和11年3月31日まで

令和6年6月4日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

富津老人憩の家の指定管理者の指定期間が令和6年7月31日をもって終了することに伴い、同施設の指定管理者を一般社団法人富津市シルバー人材センターに指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものである。